

公表

## 事業所における自己評価結果

事業所名	Kidsドロップ			公表日	令和8年 4月 1日		
	チェック項目	はい	いいえ	どちらとも いえない	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・ 体制 整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	6			・定員10名に対し、児童1名あたり7.49㎡の広さを確保しており、越谷市の基準を超えています。	
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	5	1		・法定必要人数2名のところ1日平均5名の配置をしています。 ・全職員6名の内4名が児童指導員任用資格を取得しています。	・技術面・知識面の向上が課題となっています。
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	5		1	・玄関先にはスロープ、室内の大きな段差については段差解消スロープを設置しています。	・設備等は配慮されていますが、絵カード等のツール面の充実が課題となっている為、充実化を図ります。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	6			・毎日朝と夜に清掃や消毒を実施しています。	
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	6			・プレイルーム以外に個別訓練指導室も活用しています。	
業務 改善	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	5		1	・取り組み課題を設け、非常勤職員も参加するミーティングや勉強会で振り返り、PDCAサイクルを意識して取り組んでいます。	・更なる振り返りの機会の増加が課題となっています。
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	6			・改善点や課題を明確にし、事業所内で共有し、改善に繋がっています。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	6			・定期的な会議の開催や日々のミーティング等で職員の意見を把握し、業務の改善に繋がっています。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	4	2		・現在第三者評価はおこなっておりませんが、職員会議等を通して業務改善についての話し合いはおこなっています。	・今後必要に応じて法人として導入を検討してまいります。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	6			・職員の資質向上の為、月1回以上の法人内研修日を設け実施しています。	・職員の経験年数に応じた内容や、支援力の向上に繋げる勉強会の実施が課題となっています。
適切 な 支 援 の 標	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	6			・ホームページにて公表しています。	
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	6			・家庭だけでなく、学校とも十分な連携をとった上で、放課後等デイサービス計画（個別支援計画書）を作成しています。	
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	5	1		・常勤職員が中心となって検討しています。非常勤職員の意見についてはミーティング等で意見を吸い上げています。	
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	5	1		・放課後等デイサービス計画に沿った支援が行えるよう共有する機会を設けています。	
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	6			・アセスメントシートを用いて確認しています。	・更なるツール類の充実を図ります。
	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	6			・それぞれの項目に基づいた放課後等デイサービス計画書（個別支援計画書）を作成しています。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	4	1	1	・リーダー性を導入していますが、必ず話し合いの場を設けています。	
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	4	1	1	・2か月に1度活動の振り返り会議を設け、固定化を防止しています。 ・季節や天候に合わせ創作活動など相談・工夫しています。	

供	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	6			・集団を活かしたアプローチと、個人活動に適した室内空間作りを行い、ミックスさせた放課後等デイサービス計画（個別支援計画書）を作成しています。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	6			・前日までの業務実施や記録にて状況を把握してから、支援開始前の打合せを行うことで、支援内容の目的や意味も理解して業務を行うようにしています。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	6			・タミーティングに参加できない職員へは業務日誌へ記載または翌日の打合せで伝達するようにしています。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	6			・日々の支援だけでなく、家庭や学校との情報交換の内容も記録を残し、共有しています。	
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	5		1	・6か月に1回、記述式のモニタリングを行っています。 ・終了時評価表を用いて職員間で共有し、支援計画の見直しを行っています。	
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ合わせて支援を行っているか。	5		1	・利用者本人や保護者の意見も伺いながら安全に配慮して活動を行っています。	
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っているか。	6			・活動ボードや絵カードを用いて、利用者本人が活動を選択できる機会を設けています。	
関係機関や保護者との連携	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	6			・管理者、児童発達支援管理責任者、キーパーソンとなっている職員が参画しています。	
	27	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	4	1	1	・協力医療機関を設けています。	
	28	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。	6			・積極的に行っています。	
	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	1	3	2	・保護者との連携を密にし、就学前に利用していた事業所等の様子を伺っています。	
	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	3		3	・移行先の事業所との情報共有を行っています。	
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	1	3	2		・事業所の課題となっています。
	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	1	2	3	・児童館等の公的機関での関りは少ないですが、外出や公園では交流する機会を大切にしています。 ・地域の放課後等デイサービス事業所との合同の行事で交流の機会を設けています。	
	33	（自立支援）協議会等へ積極的に参加しているか。		4	2	・事業所として協議会への参加はありませんが、法人代表者が参加しています。	
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	6			・送迎時や連絡帳または面談等を通して共通理解を深め、保護者と共に問題解決に繋がっています。	
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	2	4		・現在は実施しておりません。	・職員間で学びを深めている最中です。
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	5		1	・契約時には2時間程度の面談を行い、重要事項の説明（利用者負担額の説明含む）や契約書内容についての説明を丁寧に行っています。 ・利用開始後もし質問の都度、丁寧にお答えしています。	
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	5		1	・日々の送迎時や連絡帳または面談等で利用者や保護者の意思や意向を確認しています。	
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	5		1	・放課後等デイサービス計画を示した上で保護者から同意を得ています。	
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	5		1	・常勤職員を中心に適切に対応しています。 ・面談や送迎時、連絡帳等を用いて保護者との会話の場を多く持っています。	

保護者への説明等	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	4	2	・行事等を通して保護者同士の連携が図れる機会は設けています。	・法人の方針として保護者会の設定は行っておりません。父母の会の設立も推奨しておりません。	
	41	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	5	1	・苦情体制についての体制は法人としても整えており、その規定に沿って対応しています。 ・保護者への規定の周知は、緊急時対応マニュアルや防犯マニュアル等と合せて周知しています。		
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	5	1	・定期的にブログやInstagramで活動の様子を発信しています。また、2ヶ月毎に会報を発行しています。		
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	5	1	・個人情報については鍵付き書庫とセキュリティサービスを利用して厳重な保管をしています。		
	44	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	5	1	・タイマーやホワイトボード等を使用し、視覚化しています。 ・障害者差別解消法に基づいた合理的配慮を行っています。		
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	1	3	2	・ご近所への挨拶は必ず行っています。 ・他法人の放課後等デイサービス事業所との交流を行っています。	・地域との交流の場を検討中です。
非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	5	1	・いずれも事業所内での周知はしています。		
	47	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	6		・年3回、利用者合同での避難訓練（経路確認と消火器訓練）を行っています。		
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。	6		・契約時の面談で聞き取りを行っています。		
	49	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	6		・食物アレルギーだけでなく、その他アレルギーについても保護者との面談時及び申告にて対応しています。		
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	6		・安全計画に基づいて備品の確認や点検、訓練等を実施しています。		
	51	子どもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	5	1	・夏には熱中症対策の周知や、学校の引き渡し訓練の様子等を共有しています。		
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	6		・定期的な強化週間を設ける等ヒヤリハット共有は日々行っています。		
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	5		1	・年2回以上の法人内研修と、埼玉県が主催する権利擁護研修に参加しています。	
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。				・これまでに個別支援計画書に記載が必要な身体拘束を行った事例はありません。 ・法人では身体拘束に伴う規定を設けています。	